

環境委員会資料

令和8年2月10日

【所管事務の調査（報告）】

水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方の答申について

資料1 答申書

資料2 水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について（提言）

上下水道局

令和8年2月2日

川崎市上下水道事業管理者
白鳥 滋之 様

川崎市上下水道事業経営審議委員会
委員長 長岡 裕

答 申 書

令和6年5月10日付け6川上経営第52号により川崎市上下水道事業管理者から本委員会に諮問のあった水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、次のとおり諮問内容を審議し、提言をとりまとめたので答申する。

以上

I はじめに

川崎市の水道事業は、事業開始以来、人口の急増や産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため、8次にわたる拡張事業を行ってきた。しかしながら、その後は、産業構造の変化や、節水意識の高まりなどに伴い配水量は横ばいとなり、給水能力と配水量に乖離が生じるとともに、老朽化した水道施設の大規模な更新や耐震性の向上が必要となったことから、平成18年度から再構築事業を推進し、浄水場の統廃合による長沢浄水場への機能集約と同浄水場の耐震化を行い、全国に先駆けた給水能力のダウンサイジングを実現した。

また、令和6年度には、配水池・配水塔の当面必要な更新・耐震化も完了し、現在は、水管路の老朽化対策や、耐震化、長寿命化などの取組に注力しているところである。

次に、川崎市の下水道事業は、旧市街地の浸水対策として事業が始まり、本格的な下水処理場としては、昭和36年に入江崎水処理センターが神奈川県下で最も古い処理場として運転を開始した。また、生活環境の改善や公衆衛生の向上のため、下水道処理人口普及率100%の達成を重点課題に、国と連携した8次にわたる下水道整備5か年計画に基づいて事業を展開した結果、下水道処理人口普及率は、現在99.6%に達している。こうした取組や公共用水域の水質の保全の取組により、近年多摩川では鮎が遡上するほどに水環境が大幅に改善されたところである。

また、下水道は、時代とともに多様化するさまざまな課題の解決に向けた役割が求められており、現在は、災害発生時における確実な汚水処理・雨水排除、下水道資源の有効利用、地球温暖化対策などの取組を進めているところである。

このように、川崎市の水道・下水道事業は、取り巻く環境の変化に対応し、事業を進めてきたところだが、今後は、水道事業における老朽化した基幹管路や設備の更新、下水道事業における過去に短期・集中的に整備した下水道管きょや、処理場・ポンプ場の耐用年数の経過に伴う老朽化対策などにより、それぞれ事業費の増加が見込まれているところである。

こうした状況を踏まえ、水道・下水道事業において、安定的な給水・排水を維持し、かつ、市民生活の安全・安心を守るための取組を今後も継続的に推進していくためには、水道料金・下水道使用料を着実かつ持続的に徴収することによる安定的な経営基盤の構築が必要不可欠となっている。

しかしながら、今後、調定水量は、当面の給水人口の増加に伴い微増傾向が見込まれるもの、単独世帯の占める割合の高止まりとともに、引き続く大口使用者の水需要の減少により、水道料金・下水道使用料収入は、減少していくことが見込まれている。さらに、近年の物価高騰により事業費が増加する中、資金需要の増大に伴う水道事業における企業債残高の増加、下水道事業における企業債残高の減少ペースの鈍化とともに、金利上昇による資金調達コストの増加なども相まって、今後の経営状況は一層厳しくなる見通しである。

こうした中、本委員会は、令和6年5月に水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、上下水道事業管理者から諮問を受け、その後、委員会での審議と、機動的な審議を行うために委員会の下部に設置した検討部会における審議を実施し、課題を整理した上で、提言をとりまとめた。

II 水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について

川崎市の料金・使用料制度は、高度経済成長期の昭和40年代から大枠は変わっておらず、水需要の増大を背景とした施設拡張などの事業環境を前提としており、大口使用者の負担を増やすことにより、生活用水・排水が低廉となるよう制度を維持してきた。

しかしながら、現在、社会構造の変化により大口使用者の水需要が減少する中、これに過度に依存した収入構造を成す料金・使用料制度は、安定経営の観点のみならず、受益者負担の公平性の観点においても課題があるといえる。

あわせて、水道・下水道インフラの安全性に対する社会からの要請も強まる中、これに着実かつ持続的に応えていくためには、適切な水準の料金・使用料収入を確保していく必要がある。

これらを踏まえた提言の概要は次のとおりである。

1. るべき料金・使用料制度

「受益者負担の公平性の確保」及び「安定経営の確保」を両立した制度に向けた次の見直し

- ア 口径別料金制への移行【水道】
- イ 基本水量の廃止又は引下げ
- ウ 遅増（累進）料金（使用料）制を継続した上で遅増（累進）度の緩和
- エ 水道・下水道間のバランス及び使用実態を考慮した水量区画の縮小
- オ 固定費を回収する基本料金（使用料）の割合の検討

2. 川崎市の建設改良計画

- (1) 費用対効果の観点から、小口径管路の更新ペースを抑え、基幹管路の更新に注力していくとともに、その支出抑制に向け、PIP工法による施工を優先的に採用していくことも適切である。【水道】
- (2) 施設の長寿命化等により更新需要を抑制していくことも含め、全体として適切な建設改良計画である。【水道】
- (3) 蓄積した維持管理情報を活用し、中長期的な下水道施設の健全性や重要性等を踏まえたリスク評価をもとに、アセットマネジメントにより効果的・効率的に下水管きよの再整備や施設・設備の更新など、老朽化対策を推進することは適切である。【下水道】
- (4) 下水道施設の再構築等にあわせて、耐震化や高度処理化等の機能高度化を効果的・効率的に図るなど、全体として適切な建設改良計画である。【下水道】
- (5) 近年の物価の状況を反映した支出規模とすることは適切である。
- (6) 物価の状況などを踏まえ、定期的に建設改良計画を見直すべきである。

3. 水道利用加入金【水道】

- (1) 過去の建設投資に要した額の一部を新規の水道利用者にも負担させることをコンセプトとしており、加入金制度の意義は継続している。
- (2) 免除規定適用の可否に関し、不公平という声が上がっているなど課題はあるものの、厳しい財政状況下、廃止を検討することは現実的ではない。

(3) 単価は、40 年以上据え置かれているため、料金改定とあわせ再算定を行うべきである。

4. 料金・使用料算定期間の考え方

水道・下水道事業における純損失若しくは資金不足の発生年度、又は資金繰りの安全性を踏まえ、水道料金、下水道使用料とともに、令和 9 年 4 月に改定を行うものとし、算定期間は令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とすべきである。

5. 料金・使用料算定期間末に確保すべき資金の考え方

- (1) 料金・使用料算定期間末に確保すべき資金の下限は、算定期間末退職給付引当金の額とすべきである。
- (2) 料金・使用料の安定性の観点から、算定期間末退職給付引当金と算定期間前年度末資金残高を比べ、後者の額が多い場合は、その額を算定期間末に確保すべき資金の目安とすべきである。

6. 企業債残高に関する考え方

- (1) 近い将来において人口減少が見込まれる中、将来世代の負担軽減の観点から、料金算定期間において、引き続き、企業債残高対給水収益比率が 400% 以下となるようにしていくべきである。【水道】
- (2) 川崎市は類似団体と比較して同比率が高いことから、将来的には類似団体の平均値を目標に据え、企業債残高の管理等に取り組むべきである。【水道】
- (3) 汚水分については、企業債残高対事業規模比率を指標としていくべきである。【下水道】
- (4) 水道事業同様の企業債残高対事業規模比率の 400% 以下の水準達成を将来的な目標とした上、段階的な引下げを行うべきである。なお、川崎市は類似団体と比較して同比率が高いことから、当面の目標としては、類似団体の平均値も参考となる。【下水道】

7. 料金・使用料の改定率

- (1) 試算したシミュレーションの中では、安定的な給・排水を確保し、市民生活の安全・安心を支える上下水道の管路、管きょ、施設の適切な維持管理に向けた安定的な経営基盤を構築する観点において必要な改定率は次のとおりである。
 - ア 【水道】36%
 - イ 【下水道】37%
- (2) 川崎市において、料金・使用料改定の具体的な検討を行う際は、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活用水・排水への配慮とのバランスも考慮すべきである。
- (3) 昨今の事業環境の変化は著しく、今後の事業の見通しについては不明な点も多いことから、料金・使用料改定の必要性は、事業計画の見直しのタイミングなどを捉え、定期的に検証していくべきである。

III 終わりに

本委員会における水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方に関する審議及び、これに基づく答申は、市民生活、地域経済を支える重要な社会インフラである水道・下水道の管路、管きょ、施設を維持するための主たる財源である料金及び使用料収入の持続的な確保を可能とすべく、安定経営と受益者負担の公平性に寄与することを重視したものである。

なお、今後、川崎市において、本答申のもと具体的な料金・使用料改定を検討する際は、無論、事業者として安定経営等の観点を念頭に置きつつ、低廉な生活用水・排水への配慮とのバランスを踏まえることが肝要である。また、改定内容については、分かりやすい広報を行い、使用者の理解醸成に努めていくべきである。

最後に、質の高い上下水道サービスの提供に向けた上下水道ビジョンに掲げる基本理念のもと、本答申に基づく今後の料金・使用料の改定が、将来にわたる持続的な経営を可能とする、水需要構造の変化に対応した使用者間の新たな負担バランスの構築に資することを期待する。

委員会関連資料

委員会関連 1：委員名簿 及び 部会名簿

委員会関連 2：審議経過

委員会関連 3：諮詢書

委員会関連 4：委員会要綱

委員会関連 1：委員名簿 及び 部会名簿

川崎市上下水道事業経営審議委員会委員名簿（敬称略）
令和8年1月末時点

	委員名	役職名
学識経験者	磯貝 和敏	公認会計士
	井出 多加子	成蹊大学経済学部 名誉教授
	鎌田 素之	関東学院大学理工学部 准教授
	齋藤 利晃（副委員長）	日本大学理工学部 教授
	長岡 裕（委員長）	東京都市大学建築都市デザイン学部 名誉教授
	中野 英夫	専修大学経済学部 教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部 教授
	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部 教授
団体推薦	石山 一可	川崎商工会議所 副会頭
	岩澤 達夫	川崎市全町内会連合会 理事
	島田 典子	国際ソロプロミスト川崎 アシスタントトレジャラー
	館 克則	川崎地域連合 事務局長
	平井 めぐみ	川崎市生活協同組合運営協議会 監事
公募	伊藤 真冬	公募委員
	山下 美穂	公募委員

川崎市上下水道事業経営審議委員会
水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方検討部会名簿（敬称略）
令和8年1月末時点

	部会員名	役職名
学識経験者	磯貝 和敏	公認会計士
	井出 多加子	成蹊大学経済学部 名誉教授
	鎌田 素之	関東学院大学理工学部 准教授
	齋藤 利晃	日本大学理工学部 教授
	長岡 裕（部会長）	東京都市大学建築都市デザイン学部 名誉教授
	中野 英夫	専修大学経済学部 教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部 教授
	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部 教授

委員会関連 2：審議経過

開催時期	区分	内 容	
令和 6 年 度	R6.5.10	R6 第 1 回 委員会	諮詢 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市の水道料金及び下水道使用料の概要 ・料金制度等の改革の必要性 ・事業環境の変化 ・部会の設置と審議スケジュール
	R6.7.4	第 1 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業の概要、水道料金及び下水道使用料制度の現状と課題
	R6.8.22	第 2 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設に関する整備（事業）の方向性 ・長期シミュレーションを踏まえた企業債活用の方向性
	R6.10.21	第 3 回部会	水道料金及び下水道使用料制度の課題（第 1 回部会で提示）解決に向けた見直しの方向性
	R6.12.26	第 4 回部会	料金・使用料体系検討の方向性
	R7.3.27	第 5 回部会	
令和 7 年 度	R7.4.28	R7 第 1 回 委員会	中間報告 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回から第 5 回部会における検討内容の報告
	R7.8.7	第 6 回部会	今後の財政シミュレーションを踏まえた水道料金水準の検討
	R7.9.2	第 7 回部会	今後の財政シミュレーションを踏まえた下水道使用料水準の検討
	R7.11.25	第 8 回部会	これまでの議論の取りまとめ、答申（案）の審議
	R7.12.26	第 9 回部会	答申（案）の審議
	R8.1.13	R7 第 4 回 委員会	答申（案）の審議

委員会及び部会における審議経過

委員会関連3：諮問書

6川上経営第52号
令和6年5月10日

川崎市上下水道事業経営審議委員会
委員長 長岡 裕 様

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

諮 問 書

川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱第2条の規定により、水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、諮問します。

【諮問の趣旨】

本市の水道料金・下水道使用料制度の大枠は、高度経済成長期の昭和40年代から変わっておらず、水需要の増大を背景とした施設拡張などの事業環境を前提としており、大口使用者の負担を増やし、小口使用者の負担を軽減することなどにより、低廉な料金となるよう制度を維持してきました。

しかしながら、産業構造の変化等に伴う、大口需要の減少や、節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより、水需要は減少傾向の継続が見込まれます。

また、事業が、拡張から維持管理、更新の時代へと変化して久しく、老朽化した施設の維持管理や更新、災害対策、脱炭素社会の実現など、多くの課題に取り組んでいく必要がある一方で、昨今の電力料金や労務単価の上昇などの影響により水道事業・下水道事業の経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況においても、将来にわたって安定した事業運営を実施していくことが求められていることから、水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、審議をお願いし、意見を求めるものです。

以上

委員会関連4：委員会要綱

川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱（平成27年3月27日26川上経企第158号）

（目的及び設置）

第1条 本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与することを目的として、川崎市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対し、その結果を報告し、又は意見を述べることとする。

- (1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関すること。
- (2) 管理者の諮問する事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）
- (2) 全町内会連合会が推薦する者
- (3) 商工会議所が推薦する者
- (4) 労働団体が推薦する者
- (5) 消費者団体が推薦する者
- (6) 女性団体が推薦する者
- (7) 公募により選定した市民

3 管理者は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に当該委員会を代表し、会務を総理する者（以下「委員長」という。）1人を置き、学識経験者の中から委員の互選により定める。

2 委員会に委員長を補佐する者（以下「副委員長」という。）1人を置き、委員長の推薦により定める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

（部会）

第7条 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の要綱第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。